

元水漁第1055号
令和元年11月29日

沿海各都道府県、関係団体 殿

水産庁漁政部企画課長

漁業者の安全対策の周知徹底について（注意喚起）

平素より漁船の安全操業に関し、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これから冬を迎えるにあたり、海上の荒天が予想されるとともに、漁船による海難事故が多い時期を迎えます。また、冬季は海水温が低下しており、この時期の海難事故は、人命に関わる重大な事故につながる可能性が高くなります。

一般に、海難事故を防止するためには、発航前検査や航海条件の事前確認、航海・操業時の安全確保を含め、漁業者自身の安全意識の向上が重要です。本年に入り、着用が義務化されているライフジャケットの未着用、監督者の目が届かない状況下における、技能実習生など経験の浅い乗組員による船上での単独作業、航海当直部員の資格を持たない乗組員単独での船橋当直業務への従事などの事例が散見されます。

つきましては、漁業者の操業時の安全確保に関し、下記について改めて貴管下の漁業者、漁業関係者に周知していただくとともに、漁船乗組員への安全教育の徹底を指導していただきますよう、御協力をお願いいたします。

記

1. 船舶検査の実施

船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける漁船及び12海里を超えて操業する小型漁船については、船舶安全法（昭和8年法律第11号）において定期検査や中間検査の受検が義務づけられています。

2. 発航前検査の励行

安全操業を確保するため、エンジンの不具合がないかなどの発航前検査を確実に実施してください。発航前検査により安全航行について懸念がある場合には出航を見合わせる等の判断も重要です。なお、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）において、それぞれ発航前検査が義務づけられています。

3. 航海条件の事前確認

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

4. 航海・操業時の安全確保

航海・操業時は常に周囲の見張りを励行するとともに、甲板上で操業中の乗組員については、ライフジャケットの着用を徹底させてください*。また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、事故や遭難等が生じる危険性がある場合には、操業を中止し安全確保を優先させてください。荒天時には、重量物の固定やドア・ハッチなど開口部の閉鎖などを行い、重心を安定させ、船の復元性を確保することが転覆防止につながります。

*船員法の適用を受ける漁船については、従来からライフジャケットの着用が義務づけられていましたが、平成30年2月1日以降、20トン未満の小型漁船についても、原則、船室外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務化されました。令和4年2月1日より、違反者には違反点数の付与が開始されます（参考資料1）。

5. 海難が発生した場合の対処

海難が発生した場合又はその可能性が予期される場合には、人命の安全確保を最優先として対応してください。そして、僚船等として人命又は漁船の救助に従事した場合も含め、直ちに海上保安庁（118番）へ通報してください。

6. AIS（船舶自動識別装置）の導入

船舶の衝突事故の約9割が人為的要因によるものです。AISは、船舶の位置・進路・速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステムで、荒天時でも船舶同士の位置や進路を確認しやすくなり、衝突事故防止に役立ちます。

漁船へのAISの設置に当たっては、日本漁船保険組合において、AIS（簡易型AISを含む）を搭載した漁船について保険料を一部助成する事業を行っておりますので、活用に向けて周知・指導してください（参考資料2）。

7. 「漁業カイゼン講習会」や「漁業安全責任者講習会」の利用

漁業における労働災害発生率は、陸上における全産業の発生率の平均の約5倍と高い水準にあります。これらの労働災害を未然に防止するため、全国漁業就業者確保育成センターでは、「漁業カイゼン講習会」や「漁業安全責任者講習会」を全国で実施し、労働環境の改善や海難の未然防止などの知識を持った「安全推進員」やその安全推進員が確実に労働災害を防止できるよう指導する「安全責任者」を養成しています。受講料は無料となっておりますので、積極的にご活用ください（参考資料3）。

8. 船舶へのレーザポインタ照射の自粛要請について

近年、発光信号等の代わりとして、レーザポインタを使用している事例が増加しています。レーザ光を直視すれば失明の危険性があるほか、双眼鏡を使用中にレーザポインタの照射を受けた場合には、約2マイル離れていても目に有害な影響を与えることがあることが報告されています。発光信号等の代わりとしてレーザポインタを使用することは、照射を受けた船舶の船橋担当者の当直業務に支障を來し、目に危害を与える可能性があることから、厳に慎むよう運輸安全委員会から周知依頼を受けておりますので、貴管下の漁業者に対しても周知していただきたく、御協力をお願ひいたします（参考資料4）。

以上

事務連絡
令和4年1月25日

都道府県水産主務部
漁船安全操業対策担当者 殿

水産庁企画課

ライフジャケット着用義務違反に伴う罰則適用開始に向けての周知について

平素より漁船の安全操業の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ライフジャケットについては、国土交通省が所管している「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」の改正により、平成30年2月1日以降、20トン未満の小型船舶（漁船）についても原則すべての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられているところですが、同施行規則の改正から5年が経過する本年2月1日以降は、ライフジャケットの着用義務違反があった場合、船長に違反点数が課されることとなり、違反点数が一定の基準に達した場合には最大6月の免許停止の処分を受けることになります。

上記に伴い、関係省庁とともにライフジャケット着用推進リーフレットを作成しておりますので、是非ご活用いただき、管下の漁業者へ着用徹底いただくため改めて周知・指導していただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、水産庁のホームページでは、ライフジャケットの着用促進に関する周知啓発資料や農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策の一環として策定した「作業安全規範」など安全対策に資する情報を掲載しておりますので、今後の安全対策の取組にご活用ください。

水産庁HP「漁船の安全操業に関する情報」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>

(問い合わせ先)
水産庁漁政部企画課漁業労働班
鈴木・宇佐見
TEL: 03-6744-2340
E-mail: kazuya_usami060@maff.go.jp

ライフジャケットが命を守ります！



小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に
ライフジャケットを着用させる義務があります！
違反した場合、違反点数が課されます！



SAVE YOUR LIFE
動画もチェック♪
<https://youtu.be/TjPeOuhnfFY>

水上オートバイ等の両船側の見やすい場所には、
船舶番号を表示する必要があります！



ライフジャケットが命を守る

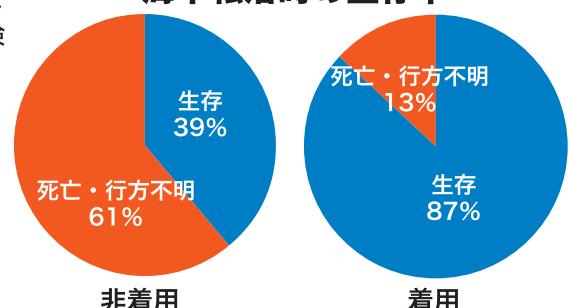


ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は、非着用者に比べ2倍以上です。船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう。

ライフジャケットの着用方法・点検方法はコチラ



海中転落時の生存率



ライフジャケットの種類

- ◆国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください*。
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なものの(タイプA)や、水上オートバイ用などいろいろなタイプがあります。(下表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください。



全ての航行区域に適用
TYPE A

タイプ表示

(記載場所や内容については、販売者に確認してください。)



1.船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場合

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細については以下のホームページを確認してください。)

2.船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶(ミニボート等)に乗船する場合は上記のいずれでもOK

*小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)では、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用を推奨します。

発行：国土交通省海事局安全政策課

詳しくはホームページへ

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認してください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



船外で泳ごうとする直前の方



専用装備で海上スポーツをする方



必ずしも着用する必要がありません

防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方

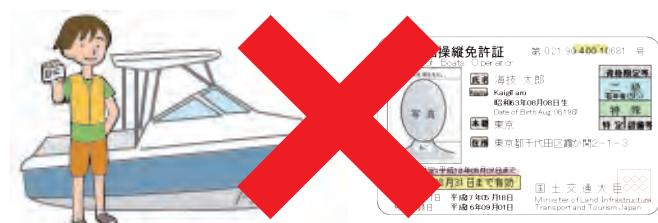


できるだけ着用してください

違反すると処分あり

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。

累積点数*によっては、免許停止の対象となります。



最大6か月の免許停止

*場合によっては、3点以上で免許停止の対象となります。

事務連絡
令和4年3月8日

都道府県水産主務部
漁船安全操業対策担当者 殿

水産庁企画課

AIS普及リーフレット（改訂版）の周知について

平素より漁船の安全操業の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。AIS普及リーフレットにつきましては、平成24年9月24日に発生したかつお竿釣り漁船と貨物船との衝突事故を契機に関係省庁により「漁船へのAIS普及に関する検討会」を立ち上げ、漁船へのAISの普及を促進していく上での方策の一環として4省庁連名のリーフレットを作成し、漁業者に周知してきたところです。

漁船海難は見張り不十分による衝突事故の発生割合が高く、衝突事故を未然に防ぐためには、見張りの補助として有効なAISの普及促進が今後も重要であることから、今般、関係省庁とともにAIS普及リーフレットの改訂を行い、改めてAISの普及促進を図ることとしました。

つきましては、新たなAIS普及リーフレットを是非ご活用いただき、是非ご活用いただき、管下の漁業者へ周知いただくとともに安全対策の推進に、より一層努めていただきますよう御協力をお願ひいたします。

なお、水産庁のホームページでは、安全対策に資する情報を掲載しておりますので、今後の安全対策の取組にご活用ください。

水産庁HP「漁船の安全操業に関する情報」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>

(問い合わせ先)

水産庁漁政部企画課漁業労働班

鈴木・宇佐見

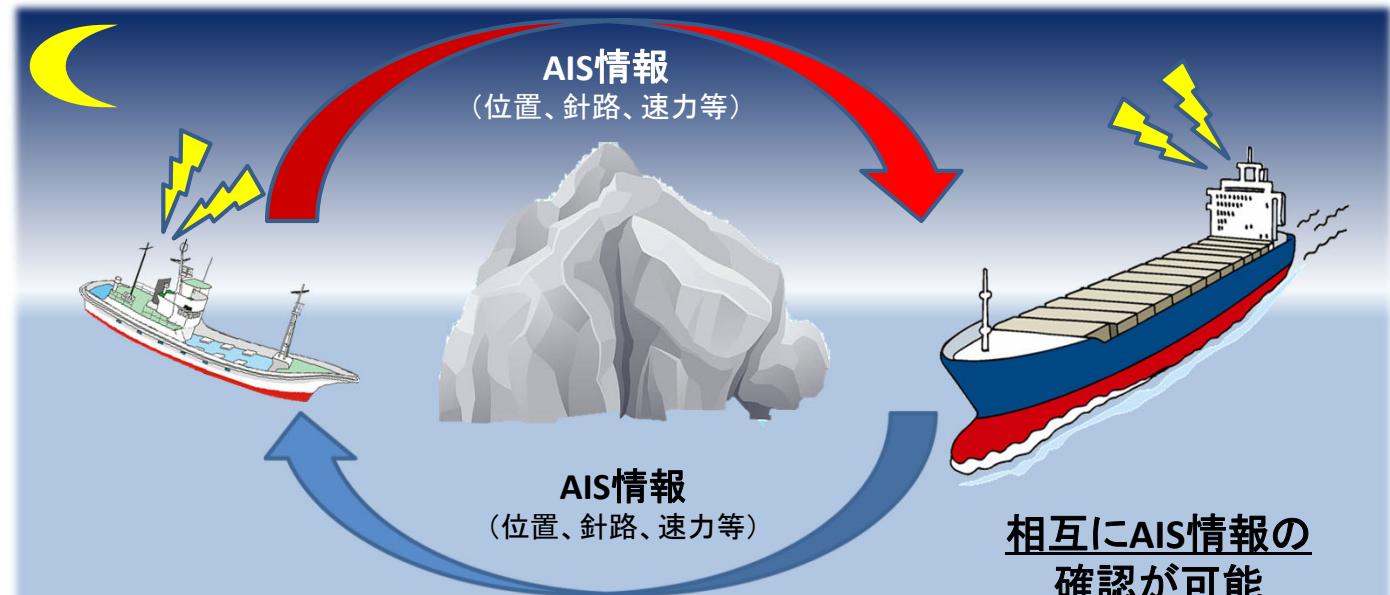
TEL: 03-6744-2340

E-mail: kazuya_usami060@maff.go.jp

海難事故防止のためAISの導入を！

AISとは？

AIS(Automatic Identification System:船舶自動識別装置)とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に送受信するシステムです。



▶ AISのメリット

- ① 船舶間の衝突回避等のための通信が容易
- ② 他船の進路変更等をリアルタイムに把握可能
- ③ 悪天候でも周辺船舶の位置確認が可能

海難事故の事例

平成24年9月24日午前2時頃、金華山東方沖約930kmの太平洋上で貨物船(25,074トン)とかつお竿釣り漁船(119トン)が衝突。漁船の乗組員13人が亡くなりました。

運輸安全委員会の調査によれば、悪天候の中、貨物船のレーダーで漁船は確認できませんでした。



漁船にもAISがあればお互いに相手船を容易に認識できます。
AISを導入してこのような悲惨な事故を未然に防ぎましょう！！

AISに関する支援制度について

AIS設置漁船には漁船保険料を最大20万円助成

日本漁船保険組合では、漁船の海難防止等を目的に、AIS設置漁船に対し漁船保険料の一部を最大20万円助成します。なお、リース漁船(浜の扱い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業)の助成額は最大10万円となります。

・保険料助成額：国庫負担を除いた純保険料に対し10%(5トン未満船は20%)

・対象漁船：AIS又は簡易型AISを設置した漁船

〔ただし、①法令等で設置義務のある漁船

②もうかる漁業創設支援事業及びがんばる漁業復興支援事業の対象漁船は助成対象外です。〕

なお、対象漁船ごとに漁船保険の助成を申請できる契約数は5契約までです。

※ご利用に当たっては、各都道府県の日本漁船保険組合支所にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官 03-6744-2357

AIS設置に活用できる低利な制度資金

漁船へのAISの設置に当たっては、漁協系統金融機関である信用漁業協同組合連合会等が融資する漁業近代化資金など、低利な制度資金が活用できます。

漁業近代化資金の貸付条件(漁船漁業者の場合)

貸付限度額：20トン未満漁船建造等資金借受者 0.9億円

：20トン以上漁船建造等資金借受者 3.6億円

償却期限(据置期間)：10年(3年)(漁船用機器単独設置の場合)

※貸付利率は、金利情勢により毎月変動しますので、ご利用に当たっては、お近くの漁協にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁水産経営課 03-6744-2347

簡易型AISに係る無線局定期検査の不要化等が措置されています。

簡易型AISについては、船舶の無線局定期検査が不要で開設時の免許手続きも簡素化(落成検査の省略)されています！

定期検査の不要化

簡易型AISのみを設置する船舶局の定期検査は不要です。(簡易型AISと併せて次の無線設備を設置している場合も定期検査は不要です。)

・国際VHF(携帯型・5W以下)

・レーダー(適合表示無線設備※・5kW未満)

免許手続きの簡素化

無線航行移動局(レーダー局)に簡易型AIS等の適合表示無線設備(※)を追加して、船舶局を開設する場合の手続きはすべて簡易な免許手続(落成検査の省略)で可能です。



※ 簡易型AISは無線従事者の資格がなくても操作できます(ただし無線局の免許申請は必要です)
※ 適合表示無線設備には技適マークが付されています

お問い合わせ先：総務省基幹・衛星移動通信課 03-5253-5901

スマートフォン向けAISアプリについて



AISと同様の機能を有するスマートフォン向けアプリケーションが、リリースされています。スマートフォンアプリは、AIS機器の導入が難しい小型漁船(船外機船等)でも利用可能！

※国土交通省では、「船上におけるスマホの使い方ガイド」を公表しております。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000019.html

お問い合わせ先：国土交通省海事局安全政策課 03-5253-8631